

第 6117 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月11日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 源泉所得税を納めすぎた場合

Q：源泉所得税を納めすぎていたことが判明しました。どのようにしたらいいですか？

A：次の方法があります。

【解説】

源泉徴収義務者が次の理由で源泉所得税及び復興特別所得税を納めすぎた場合には、「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書(還付請求書)」を作成して、誤りが生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付して、源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出すれば、過誤納金の還付を受けることができます。

- ①源泉徴収義務者における源泉所得税及び復興特別所得税額の計算誤り等による過誤納金
- ②支払額が誤払等により過大であったため返還を受けたことによる過誤納金
- ③支払額が条件付きのものであったため返還を受けたことによる過誤納金

また、誤って納めた源泉所得税及び復興特別所得税が給与や賞与に係るものであるときは、上記に代えて、「源泉所得税及び復興特別所得税の過誤納額充当届出書」を提出すれば、その過誤納金に相当する金額を届出書を提出した日以後に納付すべきこととなる給与や賞与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の額から控除することが認められることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】